

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、平成27年度も「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」「子育て世帯臨時特例給付金」が支給される予定ですが、住民の皆さんからの申請を受け付けける段階ではあります。このため「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」「子育て世帯臨時特例給付金」に関して市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

愛媛県
南予地方局
税務課

問い合わせ

なお、県の自動車税は納期限内であればコンビニでの支払いが可能ですので、積極的にご利用ください。

県では、町内の県管理道路の除草(草刈り)を自治会、婦人会、老人会などの団体に有償で委託しています。詳しく述べて、県のホームページをご覧ください。

相談窓口
消費者ホットライン
0570-064-370

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたつた電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、鬼北町役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

▼現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆さんとの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にあります。

か、「臨時福祉給付金（簡素化された給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するためには、手数料などの振込を求めるることは絶対にありません。

▼ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

愛媛県では、中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の4機関を統合し、平成27年4月1日から「愛媛県福祉総合支援センター」として業務を開始しています。

また、併せて、東予児童相談所および南予児童相談所についても、婦人相談員による相談業務を行うこととし、「子ども・女性支援センター」に改称しました。

草刈り完了後、10日以内に現地確認し、実施面積に応じて県が定めた金額をお支払します。

▼草刈り面積が1,000m²以上

▼保険に加入すること(保険料は委託料に含めてお支払します)

▼原則、年1回の草刈り

▼複数の団体での申込みもできます。

▼実施の範囲については、話し合いで決定します。

▼ハナリノク
女性の活躍が企業・地域
のチカラに一愛顔で輝くた
めに、職場や地域ができる
こと|

内 容

▼男女共同参画フォトコンテスト表彰式

▼基調講演 戸田奈津子（映画字幕翻訳者、通訳）

演題「字幕の中に人生」

会場 日時 6月17日(水)
13時～15時50分
第20回男女共同参画社会づくり推進県民大会

FAX 089-522-1222
089-522-1221
089-522-1220
089-522-1200

南予子ども・女性支援センター（子ども、女性に關すること）

住民の皆さんからの福祉に関するさまざまな相談（子どもにすること、女性に対すること、障がいのある方にすること）については、ご本人だけでなく、知り合いの方からの相談についても受け付けています。

※通常のエイズ相談・検査は、毎週火曜日(受付10時～11時)宇和島保健所で実施

時場所間所
6月2日(火)※予約不要
17時~19時30分

宇和島保健所では、次
とおり夜間HIV相談・検
査を実施します。相談・検
査は無料・匿名で受けられ
陰性の場合には当日30分程度
で結果をお知らせできます。

愛媛県では広くH.I.V検査・相談体制の浸透・普及を図るため、6月1日(木)を「H.I.V検査普及週間」と定めています。

H—I-V検査普及週間 のお知らせ

男女参画・県民協働課
男女参画グループ
FAX 089-912-2332
089-912-2444